

2025 年度

事業報告書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)

2025 年度事業報告書

目次

I. 事業総括事項	1
【2025 年度事業の総括】	1
II. 総務関係事項	3
III. 事業実施事項	5
1 プライバシーマーク制度の運用	5
(1) プライバシーマーク制度の運用状況	5
(2) 審査機関及び研修機関との連携	6
(3) プライバシーマーク制度及び個人情報保護に関する情報提供	7
(4) プライバシーマーク審査員	9
2 認定個人情報保護団体の活動	9
(1) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理	9
(2) 対象事業者等に対する情報の提供	9
(3) 個人情報の適切な取扱い及びデータ利活用の促進等に関する対象事業者の相談対応	10
(4) CBPR 認証業務	10
(5) その他	10
3 デジタルトラストの推進	10
(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等	10
(2) JIPDEC トラステッド・サービス登録	11
(3) 標準企業コード等の登録管理	12
4 セキュリティマネジメントの推進	12
(1) 情報マネジメントシステムの普及啓発及び国際標準化への参画	12
(2) 標準化活動	12
(3) AI の利活用と適切な利用に関する活動	13
5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	13
(1) 準天頂衛星システムの普及拡大支援	13
(2) 特定個人情報保護評価サービスの実施	13
(3) ブロックチェーンに関する国際標準化支援	13
(4) メタバースに関する国際標準化支援	13
(5) データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する調査	14
(6) フォーラム標準のガバナンスに関する調査支援	14
(7) 国際機関との連携、協力	14
(8) JIS X 9250 の改訂	14
6 協会広報を通じたブランディング	14
(1) セミナー・Report 発行による情報提供	14
(2) 事業活動状況や成果に関する情報発信	15

事業報告書の附属明細書	16
(1) 理事	f-1
(2) 評議員	f-1
(3) 事務局組織及び職員配置状況	f-2
(4) 賛助会員	f-3
(5) プライバシーマーク制度の運用	f-4
(6) 認定個人情報保護団体の活動	f-6
(7) デジタルトラストの推進	f-7
(8) セキュリティマネジメントの推進	f-8
(9) 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	f-8
(10) 協会広報を通じたブランディング	f-9
(11) 成果報告書・資料等印刷物	f-10

I. 事業総括事項

【2025 年度事業の総括】

■ 全体概要

2025 年度は、生成 AI をはじめとする人工知能技術の社会実装がさらに進み、働き方や産業構造に根本的な変革をもたらしつつある。

一方で、サイバー攻撃による業務停止、情報漏洩等の被害が世界的に深刻化した。企業や自治体では AI を業務効率化や顧客対応に活用しているが、攻撃者も AI を活用し、より巧妙なフィッシングメールを作成し、盗み取った個人情報やパスワードを用いて不正アクセスを行う等、サイバー攻撃の手法も AI により高度化している。このような中、企業や自治体においては、AI を活用するとともに、個人情報の保護やセキュリティ対策の強化を図ることがますます重要となっている。

しかしながら、実際には株式会社東京商工リサーチの調査によると、2025 年に上場企業とその子会社が公表した個人情報の漏えい・紛失事故は 180 件(2024 年比 4.7%減)、3,063 万 6,910 人分(同 93.1%増)であり、事故件数は 2021 年から 4 年連続で過去最多だった 2024 年を 9 件下回ったが、漏えい・紛失人数は、前年の約 2 倍と大幅に増加した。

当協会においては、ゼロトラスト概念(情報資産にアクセスするものはすべて信用しない)に基づくネットワーク環境の利用、貸与 PC の常時監視等、引き続きセキュリティ強化を図りつつ、働き方の多様化にも柔軟に対応できるよう、クラウドサービスの積極活用や、オフィスフロアの最適化(一部フロアの返却・会議室レイアウト変更等)を行った。

当協会の主力事業であるプライバシーマーク事業については、2023 年度に発生したインシデントの再発防止策を継続しつつ、ほぼ予定通りに審査業務を進めた。また、付与事業者へのサービス向上や業務効率化を実施した。その結果、協会の収支決算は、1 億 7,977 万円の黒字(当初予算に比べてプラス 2,797 万円)となった。

■ 各事業概要

2025 年度の主な事業実績は、以下のとおりである。

1. プライバシーマーク制度の運用

プライバシーマーク制度は 1998 年から運用を開始し、制度開始以来順調に付与事業者が増加していたが、2026 年 3 月末現在の有効付与事業者数は 17,788 事業者となり、2025 年 3 月末時点の 17,793 事業者から初めて 5 事業者減少した(新規 797 事業者、合併、組織変更、更新辞退、廃業等による減少 802 事業者)。

付与事業者数増加に向けた取組みとして、ビジネスメディアとのタイアップによる企業の経営層を対象とした認知度向上の取組みを継続するとともに、個人情報保護に関心を持つ業界(薬局、福祉業等)や、事業者の相談先である士業(保険労務士、行政書士等)にターゲットを絞った普及促進活動を実施した。その結果、士業・業界団体の会報誌への広告やタイアップ記事からのプライバシーマーク Web ページへの流入が約 500 件認められたほか、既に PMS 構築に取り掛かっている等申請の準備が具体化している事業者を対象とする対面の構築相談が 35 件と 2024 年度に比べ倍増した。

制度発足時より実質的に据え置いてきた審査員報酬を約 10%引き上げて審査員の待遇改善を図るとともに、システム化の推進等による付与事業者の利便性向上を目的として、2004 年以來のプライバシーマークの付与に関わる料金見直しを行った。原則、一律 10%(小規模事業者は約 6.5%)引き上げる(2026 年 10 月申請分より適用)こととし、2025 年 10 月に公表した。

プライバシーマーク制度運営のデジタル化については、付与事業者へのサービス向上や業務効率化を目的に、請求書のダウンロード機能の追加や付与契約手続きの電子化等を行ったほか、19の指定審査機関についても当協会が提供するシステムで2026年度内にオンライン申請ができるよう、審査機関ポータルサイトのリリース等を行った。

地方公共団体向けプライバシーマーク制度の構築については、2027年度に運用を開始するために、「構築・運用指針」(案)を作成し、実施予定団体との調整を行った。また、地方公共団体の意識調査を行い、制度運用の方向性について検討した。

2. デジタルトラストの推進

押印の廃止等を背景に急速に普及しつつある電子契約サービス等の信頼性を利用者に客観的に示すため、電子署名に用いられる電子証明書を発行する認証局、電子証明書取扱業務、リモート署名サービス及び電子契約サービスの評価に取り組んだ。2025年度の評価実績は、認証局6件(2024年度は5件)、電子証明書取扱業務56件(2024年度は55件)、リモート署名サービス1件(2024年度は1件)、2024年度に公開した電子契約サービスの登録基準に基づく電子契約サービスの評価1件(2024年度は0件)となった。

3. 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

2025年度も当協会の有する知見・経験、人的ネットワークを活用し、準天頂衛星システムの普及拡大、ブロックチェーンの国際標準化支援等を中心に、国等の施策立案に参画・貢献すべく受託事業等を実施した。

Ⅱ. 総務関係事項

1 基本財産

2026年3月末現在の当協会の基本財産は39億9,900万円である。
基本財産はすべて仕組債であり、元本保証の下、運用を行った。

2 事業規模と収支状況

2025年度の事業収入等は、26億7,590万円であり、このうち自主事業収入は23億3,911万円で、収入全体の87.4%を占め、受託事業収入は1億7,332万円(同6.5%)、賛助会費や基本財産の利息等による収入は1億6,347万円(同6.1%)であった。

一方、事業支出等は、24億9,613万円であり、このうち公益事業に相当する実施事業等会計は2億8,219万円、収益事業に相当するその他会計は16億4,692万円、法人運営の共通経費、管理費に相当する法人会計は5億6,702万円であった。

この結果、2025年度の収支決算は、当初収支予算1億5,180万円の黒字に対して、プラス2,797万円の1億7,977万円の黒字となった。(2024年度収支決算2億4,738万円の黒字に比べ、マイナス6,761万円)

3 理事会

(1) 理事会の開催

2025年度は理事会を3回開催した。

① 第1回理事会

開催日：2025年6月3日(火)

出席理事：10名

出席監事：1名

議題：2024年度事業報告書等について(承認)
2024年度財務諸表等について(承認)
2024年度公益目的支出計画実施報告書について(承認)
2025年度第1回評議員会の開催について(承認)
プライバシーマークの現状及び課題への対応(報告)
デジタルトラスト評価センターの現状と課題/電子署名等に係るサービスの信頼性の確保(報告)
電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体事業推進の状況報告(報告)

② 第2回理事会(書面決議)

決議みなし日：2025年6月16日(月)

同意理事：10名

同意監事：1名

議題：常務理事の選定について(承認)

③ 第3回理事会

開催日：2026年3月3日(火)

出席理事：10名

出席監事：1名

議題：2026年度事業計画書について(承認)
2026年度収支予算書について(承認)
給与規程の改正について(承認)
2025年度第2回評議員会の開催について(承認)
プライバシーマークの現状及び今後の取組(報告)
デジタルトラスト評価センターの現状と課題(報告)
電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体事業推進の状況報告(報告)

4 評議員会

(1) 評議員会の開催

2025年度は評議員会を2回開催した。

① 第1回評議員会

開催日：2025年6月16日(月)

出席評議員：9名

議題：理事の選任について(承認)

2024年度事業報告書等について(報告)

2024年度財務諸表等について(承認)

2024年度公益目的支出計画実施報告書について(報告)

プライバシーマークの現状及び課題への対応(報告)

デジタルトラスト評価センターの現状と課題/電子署名等に係るサービスの信頼性の確保(報告)

電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体事業推進の状況報告(報告)

② 第2回評議員会

開催日：2026年3月19日(木)

出席評議員：9名

議題：2026年度事業計画書について(承認)

2026年度収支予算書について(承認)

給与規程の改正について(報告)

監事の報酬額について(承認)

プライバシーマークの現状及び今後の取組(報告)

デジタルトラスト評価センターの現状と課題(報告)

電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体事業推進の状況報告(報告)

(2) 理事の就任及び退任

年月日	就任		退任	
2025年6月16日(月)	理事	浅野正一郎(再任)		
	理事	金澤 貴人(再任)		
	理事	齋藤 浩 (再任)		
	理事	高芝 利仁(再任)		
	理事	渡辺 善子(再任)		
	業務執行理事	坂下 哲也(再任)		
	業務執行理事	山内 徹 (再任)		

5 賛助会員

賛助会員は、入会1社、退会8社で年度末合計54社となった。また、2025年度末の会費口数は131口であった。(2025年3月末時点は61社、152口であった。)

6 職員等の人数

2025年度の採用は、新卒職員2名、嘱託員14名(定年再雇用8名含む)であった。退職は、職員10名(定年退職8名含む)、嘱託員5名であった。また、嘱託員からの職員転換は2名、外部からの出向者は2名であったことから、2026年3月末現在における職員等の人数は職員54名、嘱託員31名、出向2名の合計87名であった。(2025年3月末時点における職員等の人数は職員60名、嘱託員24名、出向2名の合計86名であった。)

Ⅲ. 事業実施事項

1 プライバシーマーク制度の運用

当協会は、1998年4月よりプライバシーマーク制度の運用を開始し、現在、「JIS Q 15001:2023 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」を基に作成した構築・運用指針を審査基準としている。

(1) プライバシーマーク制度の運用状況

① 申請件数及び付与適格件数

2025年度は、当協会を含む各プライバシーマーク指定審査機関(以下、「審査機関」という。)に対し、新規785事業者、更新8,066事業者の計8,851事業者(2024年度は、新規874事業者、更新8,231事業者の計9,105事業者)から申請があった。また、プライバシーマーク付与適格決定の件数は、新規797事業者、更新8,176事業者の計8,973事業者(2024年度は、新規871事業者、更新8,232事業者の計9,103事業者)であった。

2026年3月末現在の有効付与事業者数は、17,788事業者(2025年3月末時点から5事業者減少)(附属明細書 p.f.4 参照)となり、1998年の制度発足から初めての減少となった。

なお、当協会が2025年度に付与適格決定を行った事業者数は、新規申請244事業者、更新申請2,494事業者の計2,738事業者(2024年度は、新規258事業者、更新2,496事業者の計2,754事業者)であった。

② 審査員報酬・プライバシーマーク取得に係る料金の見直し

制度発足当時より実質的に据え置いてきた審査員報酬を、約10%引上げて審査員の待遇改善を図るとともに、プライバシーマークの申請や各種報告のオンライン化等、事業者向けサービスの向上を目的として、2004年より据え置いていた料金の見直しを行った。2026年10月申請分より適用する旨を2025年10月に公表した。具体的には、小規模の事業者には付与登録料を据え置く等、一定の配慮をしつつ、原則、約10%の引上げ(小規模の事業者は約6.5%の引上げ)を予定している。

③ 制度運用の基盤強化(電子化)

付与事業者へのサービス向上及び業務効率化を目的として2025年4月1日(火)以降に発行する請求書(一部の請求書については当協会に電子申請した事業者のみ)について、ポータルサイトからのダウンロードを可能としたことにより、当協会においては、電子申請から電子契約サービスを活用した付与契約までの一連の手続きがオンラインで完結することとなった。また、2026年度内に実施予定の審査機関に申請する事業者を対象とした電子申請機能の拡充に向けた基盤整備として、まず2025年12月1日(月)に審査機関向けポータルサイトをリリースした。審査員向けの電子化対応としては、2026年1月7日(水)から、電子データによる審査員登録申請手続きを可能とした。

④ 地方公共団体向けプライバシーマーク制度の構築

2027年度に運用を開始するために制度の枠組みの検討及び構築・運用指針(案)の策定のほか、2026年度に実施するトライアルに向けて、実施予定団体との調整を行った。また、約1,700の地方公共団体に対し意識調査を行い、約2割の団体から回答が得られるなど、個人情報の取扱いに係る第三者認証制度への関心の高さが伺える結果となった。この結果を踏まえて、制度運用の方向性について検討を行った。

⑤ インシデント再発防止策の実施

2023年8月、当協会と審査業務委託契約を締結していた審査員1名が、審査業務委託契約及び当協会の規程に違反して審査関連資料を外部記憶媒体等に保管していた結果、1事業者の審査関連情報が外部に漏えいする事案が発生した。こうした事態を重く受け止め、それまで許可

制の下に認めていた審査員の私物の PC 等の使用を一切禁止し、代わりに十分なセキュリティ対策を施した PC を全審査員に貸与するとともに、最新のセキュリティツールを複数導入した。

2025 年度においても、審査員に対する徹底した管理監督として、貸与 PC の取扱い(インターネットアクセス、外部記憶媒体の接続等)の常時監視を行うとともに、生成 AI の取扱いや不審メール情報等に関して注意喚起を行った。

⑥ プライバシーマーク指定審査機関及び指定研修機関の契約更新

当協会はプライバシーマークの付与機関として、19 の審査機関(附属明細書 p.f.4 参照)のうち、2025 年度は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(全互協)、一般社団法人日本グラフィックサービス工業会(JaGra)、特定非営利活動法人 MISEC(MISEC)、一般財団法人医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)、一般社団法人ソフトウェア協会(SAJ)、一般社団法人日本印刷産業連合会(日印産連)、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)、特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構(中四国 MS 機構)、一般財団法人放送セキュリティセンター(SARC)、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会(LIA-AC)、の 10 機関について更新審査を実施するとともに、プライバシーマーク制度委員会で審議いただいた結果、要件に適合しているとの承認を受け、契約を更新した。また、プライバシーマーク指定研修機関(以下、「研修機関」という。)である 3 機関(附属明細書 p.f.4 参照)のうち、株式会社グローバルテクノ、一般財団法人関西情報センターの 2 機関についても更新審査を実施するとともに、プライバシーマーク制度委員会で審議いただいた結果、要件に適合しているとの承認を受け、契約を更新した。

⑦ 付与事業者等及び消費者からの相談等

付与事業者等からの相談及び付与事業者に関する消費者からの相談等については、プライバシーマーク推進センター相談窓口において対応を行った。その件数は、付与事業者等からが 5,190 件、消費者からが 362 件の計 5,552 件(2024 年度は、付与事業者等 5,807 件、消費者 268 件の計 6,075 件)であった。2025 年度は前年度に引き続き、ポータルサイトや電子申請、事故報告等の電子化に伴う手続き関連の問い合わせが目立った。

2024 年度に受付けた事業者の個人情報の取扱いに関する消費者の苦情・相談等の傾向や事例については、「2024 年度 消費者相談受付対応概要」として 2025 年 9 月 11 日(木)に公表した。

⑧ 個人情報の取扱いに関する事故等

付与事業者による個人情報の取扱いに関する事故等については、当協会を含む各審査機関に対し、2,021 事業者より 10,633 件(2024 年度は、1,866 事業者より 9,322 件)の報告があった。各審査機関にて「事業者の起こした個人情報事故に関する欠格性(欠格性レベル)の評価のための手順書」に基づき評価を行い、措置通知文書を発信し、事案に応じた再発防止策を講じるよう求める一連の手続きをシステム化し、事業者による事故報告がしやすい環境を整えた。2025 年度は前年度に引き続き誤配達・誤交付・誤送信の事故等が増加傾向にあるほか、多数の付与事業者が利用するサービスを提供する事業者(プラットフォーム事業、広告業等)において不正アクセス等による事故が増加した。

2024 年度の付与事業者による個人情報の取扱いに関する事故等の内容については、「2024 年度 個人情報の取扱いにおける事故報告集計結果」として 2025 年 8 月 29 日(金)に公表した。

(2) 審査機関及び研修機関との連携

構築・運用指針等の理解向上、制度に係る諸問題について審査機関及び研修機関との連携強化を目的とする「指定機関連絡会」を計 4 回開催した。また、オンライン申請を含む電子化対応等の重要事項については、各審査機関、研修機関と個別に協議する機会を設け、一層の関係強化に努めた。

(3) プライバシーマーク制度及び個人情報保護に関する情報提供

① 新規事業者を増やすための活動

a. 新規申請を目指す事業者のためのプライバシーマークセミナー

プライバシーマークの申請を検討している事業者を対象に、PMS構築に対する支援と申請勧奨を目的として、付与事業者に新規取得までの具体的な取組事例をご紹介いただく Web セミナー「事例紹介編」を開催し、705名の参加があった。(附属明細書 p.f-5 参照)また、後日、セミナー内容をレポートにまとめ、「プライバシーマーク制度 Web サイト」上に公開した。なお、2024年度から2025年度の2年間にセミナーに参加した事業者915社中、2025年度にプライバシーマークを取得した事業者は、36社(3.9%)である。

b. プライバシーマーク事業者のための取得・運用相談室

「プライバシーマーク事業者のための取得・運用相談室」を運営し、新規取得を検討している事業者からの相談や付与事業者からの運用相談に経験豊富な審査員が対面でアドバイスをを行った。

2025年度の相談室利用申し込みは73件(新規取得事業者55件、付与事業者18件)で、そのうち35件(新規取得事業者28件、付与事業者7件)については、対面の相談室を開催した(2024年度は、利用申し込み75件(新規取得事業者55件、付与事業者20件)のうち16件(新規取得事業者16件、付与事業者0件)で相談室を開催)。

c. プライバシーマーク制度に関する講師派遣等

プライバシーマーク制度の普及拡大を目的とし、個人情報保護に関心を持つ業界団体等(日本保険薬局協会、東京税理士会等)への勧奨活動を行い、各団体が主催する研修会やセミナー等への講師派遣を継続的に実施した。また、士業の団体(全国社会保険労務士会連合会、東京都行政書士会等)が会員に向けて発行する会報誌等へ広告の出稿を行った。(附属明細書 p.f-5 参照)

d. 新規取得事業者向けアンケート

プライバシーマーク制度の普及拡大と付与事業者の満足度向上を目的として、2025年1月1日(水)から12月31日(水)の間に新たに付与を受けられた事業者の申請担当者を対象にプライバシーマーク制度に関するアンケートを実施した。その結果、プライバシーマークを取得した背景や動機としては、取引先・消費者等からの信頼を得るため(59.5%)、取引先から取得の有無を確認されたため(48.8%)という回答が多かった。プライバシーマーク取得に至るまでの過程及び取得後の社内外の影響については、従業員の個人情報保護意識が向上した(53.5%)、個人情報保護体制や規定の整備・見直しができた(52.5%)という回答が多かった。

- ・アンケート実施期間：2025年2月26日(木)～3月10日(火)
- ・アンケート回収数：86件(回収率10.7%)
- ・アンケート調査対象：2025年1月1日(水)から12月31日(水)の間に新たに付与を受けられた事業者

② 既存の事業者に継続いただくための活動

a. プライバシーマーク取得のメリット公開

プライバシーマーク付与事業者や消費者からの声をもとに、プライバシーマークの取得や維持のメリットを定量的に示した Web コンテンツ、リーフレット及び動画を作成し「プライバシーマーク制度 Web サイト」上に公開した。

- ・Web コンテンツの公開：2025年6月19日(木)
- ・リーフレット制作・公開：2025年9月16日(火)
- ・動画公開：2025年12月4日(木)

b. 不正アクセス対策啓発資料の提供とセミナー実施

プライバシーマーク付与事業者の事故のうち、不正アクセスによるものが毎年一定数発生しており、これらが重大事故に繋がるケースも少なくない。事故の内容を分析すると当該事業者のシステム管理者が、講じるべき基本的対策を行っていない事例が多数認められる。この分析結果を踏まえ、「システム管理者がすぐに対応できること」に焦点を当て、システム管理者を対象とした不正アクセスに対する基本的な対応例を取りまとめた啓発資料「不正アクセスに対する安全管理措置について」を「Pマークポータルサイト(付与事業者限定で閲覧可能)」に公開した。

また、より理解を深めるためセキュリティ対策の専門家を招き、資料の解説と安全管理措置のポイント等を説明するセミナー(オンデマンド配信)を実施し、1,453名の申込を得た。(附属明細書 p.f.6 参照)

c. 付与事業者インタビュー

プライバシーマーク付与事業者へのインタビューを実施し、日々の取組みにおいて工夫している点やプライバシーマーク取得維持の効果・目的等を「プライバシーマーク制度 Web サイト」上に公開した。(附属明細書 p.f.5 参照)

d. プライバシーマーク付与事業者検索サイトのリニューアル

検索サイト運営基盤の老朽化対応及び基幹業務システムとのデータ連携自動化を目的として、プライバシーマーク付与事業者検索サイトを 2025 年 9 月 18 日(木)にリニューアルした。

e. 付与事業者に対する「お知らせメール」の配信

付与事業者に対して、「プライバシーマーク制度 Web サイト」及び「Pマークポータルサイト」の更新情報等をメールマガジンにまとめ、原則隔月に配信した。

③ 世の中にプライバシーマークを知ってもらうための活動

a. Web 広告出稿

プライバシーマーク取得意識の向上を目的とした取組みとして、企業の経営者層を対象とした Web 広告の出稿を行った。具体的には、個人情報の漏えいが経営に与える影響を数値でわかりやすく紹介する Web コンテンツ及び動画「社長必見！個人情報漏えいリスクの怖いデータ」を制作し、動画配信サービス YouTube 「【JIPDEC 公式】プライバシーマークチャンネル」で公開した。

・ 広告媒体と出稿期間

-Google、Yahoo、Meta、シラレル

2025 年 4 月 15 日(火)～2026 年 3 月 31 日(火)

b. タイアップ記事

企業の経営者層に向けたプライバシーマーク取得意識の向上を目的として、ビジネスメディアとのタイアップ記事を掲載した。また、同メディアのメール会員のうち、経営層に該当するターゲット層に対してメール広告を実施し、認知向上を図った。(附属明細書 p.f.5 参照)

c. 自治体と連携した情報発信

プライバシーマーク制度の認知度と理解向上を目的として、自治体¹の事業者支援窓口にパンフレットを設置した。また、自治体²メールマガジンで教育用動画の案内及び個人情報保護の重要性やプライバシーマーク制度の意義を掲載する等、自治体を通じた普及啓発活動を実施した。さらに、申請を検討する事業者への支援として、自治体³が実施する各種補助金・助成金情報を「プライバシーマーク制度 Web サイト」に公開した。

¹ 荒川区、品川区、台東区、練馬区、文京区、世田谷区

² 台東区、港区

³ 荒川区、江戸川区、江東区、品川区、台東区、練馬区、文京区、港区、世田谷区

d. 消費者向け情報誌でのプライバシーマーク制度の紹介記事掲載

消費者向け情報誌においてプライバシーマーク制度を紹介する記事の掲載に協力した。(附属明細書 p.f-5 参照)

e. YouTube チャンネルの運用

Web セミナーの動画や個人情報保護に関わる啓発動画を、動画配信サービス YouTube 「【JIPDEC 公式】プライバシーマークチャンネル」に新たに 8 本(うち、期間限定配信 4 本)公開し、1,628,036 回視聴された。2026 年 3 月末現在で 33 本の動画を掲載中である。(附属明細書 p.f-6 参照)

(4) プライバシーマーク審査員

① プライバシーマーク審査員の評価・登録

当協会では「プライバシーマーク審査員登録制度」を運用しているが、2025 年度も引き続き同制度を適切に運用するため、第三者からなる「プライバシーマーク審査員評価委員会」を設置して公平かつ客観的に審査員の評価・登録を行った。2026 年 3 月末現在の登録人数は 1,371 名である。内訳は主任審査員 401 名、審査員 293 名、審査員補 677 名(2025 年 3 月末時点は、審査員登録数は 1,393 名(内訳は主任審査員 404 名、審査員 288 名、審査員補 701 名))である。

② 実務研修の実施

実務研修を 3 回実施し、プライバシーマーク審査員補養成研修合格者の 26 名に対して、文書審査研修及び現地審査(実地)研修並びに評価を行った。2026 年 3 月末現在で、当協会と委託契約している審査員は、主任審査員は 130 名(2025 年 3 月末時点は 131 名)、審査員は 123 名(2025 年 3 月末時点は 121 名)の合計 253 名である(他審査機関との複数契約を含む)。

③ プライバシーマーク審査員補養成研修の実施

研修機関(附属明細書 p.f-4 参照)によるプライバシーマーク審査員補養成研修は、16 回実施され、合格者の人数は 139 名(2024 年度は 113 名)であった。

2 認定個人情報保護団体の活動

当協会は、個人情報保護法第 47 条第 1 項の規定に基づき個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として、対象事業者等の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理、情報の提供等の業務を行った。2025 年度は対象事業者への指導、勧告その他の措置に該当するものはなかった。

なお、2026 年 3 月末現在の対象事業者は、10,185 社(2025 年 3 月末時点は、10,547 社)である。

(1) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

2025 年度の対象事業者に関する苦情・相談件数は 154 件(2024 年度は 191 件)であった。また、苦情以外の相談・問い合わせ件数は 2,888 件(2024 年度は 2,819 件)であり大きな増減は見られなかった。過去には最大で 5,000 件を超えていたが、音声ガイダンスの導入等により、現在は年々減少傾向にある。また、対象事業者のうち、CBPR 認証取得事業者については、専用フォームによる苦情・相談の受付も 2024 年度から継続して行った。

(2) 対象事業者等に対する情報の提供

① 対象事業者に対する情報の提供

「個人情報保護法第二次 3 年ごと見直しとデータ利活用関係法制の現状」をテーマとしたオンラインセミナーを実施し、延べ 2,170 名の参加があった。また、セミナーのアーカイブ配信やセミナーレポート及び講演資料を公開し、広く情報提供を行った。(附属明細書 p.f-6 参照)

② 政府、他団体等が主催するイベント等を通じた情報の提供

より高い水準での個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、イベントやオンデマンド教材等の作成を通じて情報提供を行い、対象事業者の他、個人情報取扱事業者等の自主的な取組みを促進した。(附属明細書 p.f-6 参照)

(3) 個人情報の適切な取扱い及びデータ利活用の促進等に関する対象事業者の相談対応

対象事業者から寄せられた相談に助言を行った。主な相談内容は、以下のとおり。

- ・アンケートデータに関する匿名加工情報
- ・会員情報に関する取扱い
- ・自治体におけるデータ利活用

(4) CBPR 認証業務

当協会は、2016 年 1 月にアジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システムのアカウンタビリティ・エージェント(CBPR システムに参加する事業者の越境個人データの取扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用が CBPR システムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関(以下、「AA」という。))認定を受け、国内唯一の AA として同年 6 月より CBPR システム認証事業を開始している。2025 年度は、インタセクト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 Paidy、株式会社インターネットイニシアティブ、PayPay 株式会社の再申請について認証審査を実施し、計 4 社に対し CBPR 認証を付与した。

また、CBPR 認証に関する問合せを Web フォーム等より随時受け付け、メールにて回答を行うとともに、CBPR 認証や審査プロセスに関心のある事業者からの問合せに対し、対面またはオンラインにて個別相談を行った。

なお、2025 年 6 月に正式運用を開始した Global CBPR Forum(APEC CBPR と同じ枠組みの認証制度を運営する組織)からも AA として認定を受け、2026 年 3 月に公表された Global CBPR システム(以下「GCBPR」という。)独自のプログラム要求事項に準じた審査フローの改定に着手した。

その他、GCBPR の拡大に向け、個人情報保護委員会、経済産業省と定期的に会議を実施し、Web サイトの拡充、日本における課題(認証数が少ない等)、効果的な広報施策等について意見交換を行った。

(5) その他

① 国際業務 (国際会議への参加、国際機関との連携)

APEC の日本以外の AA、エコノミー及び APEC 以外の国や地域に向けたセミナーに登壇、情報共有及び意見交換を行った。(附属明細書 p.f-7 参照)

② CBPR 認証制度の普及等に向けた調査業務

CBPR 認証制度の普及等に向けた調査に関する事業を個人情報保護委員会から受託し、以下について、報告書にその結果を取りまとめた。(附属明細書 p.f-10 参照)

- ・CBPR と他の認証制度とのマッピング
- ・制度改善提案のための AA へのアンケート
- ・第三者認証制度の課題、ニーズ等を把握するための事業者ヒアリング

3 デジタルトラストの推進

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等

① 特定認証業務の認定に係る指定調査機関業務の実施

当協会は、2003年4月17日に「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく指定調査機関の指定を受けて以来、特定認証業務を実施する体制について、実地の調査を行っている。2025年度は、認定の更新に係る9業務、変更認定に係る2業務の調査を実施した。

2026年3月末現在、国の認定を受けている特定認証業務(認定認証業務)は、9業務である。

② 電子署名・認証業務に関する普及啓発(国庫委託事業)

電子署名及び特定認証業務に係る相談窓口を設け、一般の利用者及び認定認証事業者からの問い合わせに対して、回答・助言をするとともに、以下の業務を実施した。

・ Q&A の整備

一般の利用者及び認定認証事業者から受けた問い合わせに対応すべく、その回答・助言のための Q&A を整備した。

・ 一般の利用者及び認定認証事業者への情報提供

認定認証業務に係る電子証明書の発行枚数の推移等に関する情報を Web サイトで公開するとともに、認定認証事業者の実務者に対する説明会を開催した。

・ 認証設備室の外からの遠隔操作やパブリッククラウドサービスの利用の規定に係る検討

デジタル庁が2024年度に開催した「電子署名法認定基準のモダナイズ検討会」⁴の報告書⁵における論点の1つ、「認証設備室の外からの遠隔操作やパブリッククラウドサービスの利用の規定」に関する検討・整理結果の方針に基づき、「利用者の申込み/利用者の本人確認における利用」、「認証局の保守・運用における利用」及び「認証局の帳簿書類の保管のクラウド化」の3点について、既存の省令・告示・ガイドライン等の調査、想定されるリスクの特定・評価、遠隔操作に際して求められるセキュリティ要件の洗い出し、現行基準への追加が求められる項目を明文化した。これらにより、認証業務用設備に対する遠隔操作を容認できる範囲は限定的な条件下に制限されること、及び SIEM (Security Information and Event Management) や EDR (Endpoint Detection and Response) 等による異常検知時の自動制御については、認定認証業務の中断リスクを考慮し、クリティカルな局面では人の判断を介在させる運用とすべきとの知見を得た。

(2) JIPDEC トラステッド・サービス登録

当協会は、2018年度より、デジタル社会を支えるトラストサービスの信頼性を評価する JIPDEC トラステッド・サービス登録(以下、「JTS 登録」という。)を開始し、電子契約等における電子署名に必要な電子証明書を発行する認証局を評価し、6件(2024年度は5件)を登録・公開した。また、適切な本人確認をすることで電子証明書を確実に本人に配付する電子証明書取扱業務を評価し、56件(2024年度は55件)を登録・公開した。さらに、リモート署名サービスを評価し、1件(2024年度は1件)を登録・公開した。(附属明細書 p.f-7 参照) また、2024年度に公開した電子契約サービスの登録基準に基づき電子契約サービスを評価し、1件(2024年度は0件)を登録・公開した。

デジタル環境において、個人や組織が持つ特定の属性(年齢、資格、所属等)が正しいことを第三者が証明・検証することへのニーズの高まりを受け、属性証明サービスの信頼性確保に向けた検討を行った。その最初の成果として、属性証明を実現する基盤技術である Verifiable Credentials(以下、「VCs」という。)の発行時に利用されるリモート署名サービスの信頼性を評価する JTS 登録(リモート署名サービス: VCs 対応)の基準を策定した。今後は、属性証明サービスそのものを評価するための JTS 登録(属性証明)(仮称)の基準の策定に向けた検討を加速させて

⁴ [電子署名法認定基準のモダナイズ検討会 | デジタル庁](https://www.digital.go.jp/councils/digitalsign-modernization)

<https://www.digital.go.jp/councils/digitalsign-modernization>

⁵ [令和6年度電子署名法認定基準のモダナイズ検討会報告書](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/469b2f11-fc91-4270-a5e4-9496b709fc73/98b2aa6a/20250321_councils_digitalsign-modernization_outline_01.pdf)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/469b2f11-fc91-4270-a5e4-9496b709fc73/98b2aa6a/20250321_councils_digitalsign-modernization_outline_01.pdf

いく。さらに、JTS登録に携わる審査員の TÜViT⁶の外部審査員資格等を維持するため、11名が eIDAS/ETSI Auditor(Trust Service Provider) 等のフォローアップ研修を受講した。(附属明細書 p.f-7 参照)

(3) 標準企業コード等の登録管理

1989年からEDI(電子データ交換)に利用される標準企業コードの登録・管理を実施しており、2026年3月末現在で、標準企業コードの登録件数は37,063件(2025年3月末時点は36,468件)登録されている。また、1990年からOSI(開放型システム間相互接続)に利用されるOSIオブジェクト識別子の登録・管理を実施しており、2026年3月末現在で137件(2025年3月末時点は140件)が登録されている。

4 セキュリティマネジメントの推進

2025年度は、著名大手企業がランサムウェア被害により事業継続が困難となった事例が大きく報道される等、情報セキュリティ対策の必要性が問われる事象が相次いだ。これらサイバー攻撃への対策の基盤であるセキュリティマネジメントの一層の高度化に資するため、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)との連携の下で、情報セキュリティマネジメントシステム(以下、「ISMS」という。)の普及啓発及び国際標準化を継続するとともに、社会活動やビジネスに急速に普及しているAIへの対応として2025年7月より開始されたAIマネジメントシステム(以下、「AIMS」という。)適合性評価制度について、外部セミナーへの登壇やJIPDECセミナーの開催等を通じた普及啓発活動を実施した。

(1) 情報マネジメントシステムの普及啓発及び国際標準化への参画

ISMS適合性評価制度等の普及に関しては、適宜Webサイトやガイドブック等のコンテンツ更新を行い、継続的な普及啓発活動を実施した。

ISMS-ACが2025年7月より開始したAIMS適合性評価制度について、普及啓発等に取り組み、外部団体等が主催するセミナー等における講師を積極的に引き受けるとともに、オンデマンド形式によるJIPDECセミナー(2026年3月30日(月)から2026年4月20日(月)までの期間限定配信)において、ISMS-ACが認定したAIMS認証機関による認証を取得した組織の事例紹介等を行った。(附属明細書 p.f-9 参照)

(2) 標準化活動

当協会は、情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護の国際標準化活動を行うISO/IEC JTC 1/SC 27において、複数の規格開発に貢献している。国内委員会である(一社)情報処理学会 情報規格調査会のSC27専門委員会の委員長は、当協会の客員研究員である崎村夏彦氏がその任に就いており、当協会の職員等も継続的にSC27傘下のWGの国際会議に参加し、情報マネジメントシステムやプライバシー保護に関する国際標準化に対し、編集委員等の役割を担っている。加えて、2024年度以降はAIに関する国際標準化を担うISO/IEC JTC 1/SC 42の国内委員会にSC27からのリエゾンとして参画し、主にAIMS適合性評価制度における認証基準や認定基準に関連する規格開発にも関与している。(附属明細書 p.f-8 参照)

国内における標準化活動としては、JIS X 9250(プライバシーフレームワーク)改訂のJIS原案作成委員会、JIS Q 42006(AIMS認証機関に対する要求事項)制定のJIS原案作成委員会、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)による人工知能標準化委員会等、複数の標準化委員会から委員委嘱を受け参画した。さらに、AIMS適合性評価制度における認証基準であるJIS Q 42001の解説書執筆(共著)、PIMS適合性評価制度における認証基準及び認定基準となるISO/IEC

⁶ ドイツの認定機関 Deutsche Akkreditierungsstelle GmbH から認定を受けた、eIDAS 規則及び ETSI 規格に基づきトラストサービスを評価する EU の適合性評価機関

27701 及び ISO/IEC 27706 の対訳版監修等、情報セキュリティ、プライバシー保護、AI マネジメント等多岐に亘る標準化活動に貢献した。

(3) AI の利活用と適切な利用に関する活動

2025 年 9 月に一般社団法人生成 AI 活用普及協会(GUGA)に特別会員として加入し、以降四半期ごとに開催される定例会に参加するとともに、同協会が運営する生成 AI パスポート制度の普及に貢献した。また、IPA が主催する AI セキュリティ意見交換会に参加し、AI の利活用におけるセキュリティ対策の具体例として、AIMS 適合性評価制度の紹介を行い、関係者への周知に努めた。

5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

(1) 準天頂衛星システムの普及拡大支援

準天頂衛星システム(愛称：みちびき)は日本独自の測位衛星であり、単独測位 7体制の構築に向けて、内閣府を中心に取組が進められている。また、2024 年 4 月より、国内向けに信号認証サービス(電子署名を用いた衛星信号の認証サービス)が開始される等、サービス面においても新たな取組が進められている。当協会では、準天頂衛星システムの利活用拡大と普及促進を目的に、準天頂衛星システムを活用した新たなサービスやユースケースの創出支援を 2019 年度より行っており、2025 年度はみちびきを利活用する事業者のビジネス支援として、大手企業やベンチャーキャピタルとのマッチングを行う Innovation Leaders Summit において「みちびき特別プログラム」を企画し、これまでみちびきコミュニティやみちびき実証実験に参画したスタートアップ事業者と大手企業やベンチャーキャピタルとのマッチングを実施した。(附属明細書 p.f-8 参照)

(2) 特定個人情報保護評価サービスの実施

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行により、個人番号を含む個人情報ファイル(特定個人情報ファイル)を取扱う自治体等に特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていることから、東京都を始めとした自治体等の特定個人情報保護評価(PIA)の取組を支援した。

(3) ブロックチェーンに関する国際標準化支援

当協会は、2017 年度より ISO/TC307(ブロックチェーン及び分散型台帳技術)の国内審議団体を務めている。2025 年度は、経済産業省の支援事業を受託し、ブロックチェーン上に権利情報を記載する標準化提案 とブロックチェーンを活用した模倣品防止の国際標準化提案について、国際標準規格の発行に向けて、規格提案者に対して、検討会設置・海外渡航支援・ISO 文書作成などの支援業務を行った。

(4) メタバースに関する国際標準化支援

当協会は、経済産業省と一般財団法人日本規格協会が運営する横断要素検討会の傘下に設置された研究会の運営事業を受託し、産業界・学术界・標準化団体等とともに、メタバースに関する国際標準化について検討を行った。当該研究会において、Virtual Human 及び仮想空間と実空間の重畳について議論が行われ、前者は新たな国際標準として提案した。後者は継続して国際標準化について検討していくことになった。また、メタバースの用語に関する国際標準化動向の調査

⁷ 従来は米国の GPS 衛星等諸外国の測位衛星と併用しなければ位置を特定できなかったものが、準天頂衛星システムが 7 機体制になることで日本上空に常に 4 機以上の準天頂衛星が見えるようになり、準天頂衛星システムだけで測位ができる状態

を実施するとともに、メタバースで使われるアバターに関連した国際標準規格提案が ISO として発行されるように、検討会設置・海外渡航支援など支援業務を行った。

(5) データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する調査

データ利活用制度のあり方に関する基本方針が 2025 年 6 月に閣議決定される等、データ利活用やデータ連携がより重要になっている。当協会は、経済産業省からの受託事業として、検討会を設置して、企業間データ連携における課題を議論し、その結果を取りまとめた。

(6) フォーラム標準のガバナンスに関する調査支援

当協会は、データ連携システムの社会実装を健全に進めるため、企業間データ連携システムについての現状のヒアリングを行い、適切なデータ連携を行っているかどうかを認証する認証スキーム案を取り取りまとめた。

(7) 国際機関との連携、協力

① ISO/TC 307 の国内審議団体の運営

ISO/TC 307 の国内審議団体として、国内審議委員会を組織し、ブロックチェーンに関する国際標準化を推進した。

② ISO/TC 321 への参加

ISO/TC 321 の国内審議委員として参加し、電子商取引におけるトランザクション保証⁸の国際標準化に貢献した。

(8) JIS X 9250 の改訂

JIS X 9250 は ISO/IEC 29100 を JIS 化した規格である。ISO/IEC 29100 はプライバシーに関連する複数の規格の上位規格であり、2025 年 3 月に改訂された AI 事業者ガイドラインや個人情報保護委員会の PIA（Privacy Impact Assessment：プライバシー影響評価）の取組等においても参照されている。2024 年に ISO/IEC 29100 の改訂版が発行されたことから、当協会にて JIS X 9250 の改訂を行った。

6 協会広報を通じたブランディング

当協会の主要事業テーマである個人情報保護、プライバシー、セキュリティに対する社会的関心と必要性が一層高まる中、事業への理解促進と組織に対する信頼性向上を目的として、各種事業を通じて得た社会的ニーズの高い情報を整理・発信した。

これらの知見をセミナーや Web コンテンツとして広く提供することで、多様なステークホルダーへの情報提供の充実と認知向上を図るとともに、当協会の専門性と発信力の強化につなげた。

(1) セミナー・Report 発行による情報提供

① JIPDEC セミナーの開催

協会事業に関連する重要テーマを取り上げ、オンライン形式 2 回、オンデマンド形式 1 回のセミナーを開催し、合計 1,476 名が参加した。各セミナー終了後は講演レポートを WEB サイトで公開し、参加者以外にも情報提供を行い、新規層へのリーチ拡大を図った。（附属明細書 p.f-9 参照）

② 「JIPDEC IT-Report」の発行

春号（5 月発行）では「企業 IT 利活用動向調査 2025」の分析結果及び協会職員によるコラムを掲載し、冬号（12 月発行）では「データ利活用に AI をどう活かすか～AI の導入から

⁸ 決済において、万が一不具合が生じた場合、送金がキャンセルされることを保証すること

活用まで」をテーマに、有識者による座談会及び職員レポートを掲載する等、時宜を得たテーマで専門的知見を発信した。

特に「企業IT利活用動向調査」の結果については、省庁・団体・企業から電子契約の利用状況、セキュリティインシデントの実態、DX推進状況等に関する引用依頼が45件寄せられ、当協会の調査データが政策検討や企業活動における基礎情報として広く活用されている。

(2) 事業活動状況や成果に関する情報発信

① JIPDEC メールマガジンの発行

イベント情報、レポート公開、各種制度・サービスの運営状況に加え、国内外の情報政策動向を整理したメールマガジンを毎月配信した。2026年3月末時点の登録件数は14,716件(2025年3月末時点の登録件数は15,869件)となり、安定した情報発信基盤として継続的にステークホルダーとの接点を維持・拡大するとともに、情報発信力の底上げに寄与している。

② ニュースリリースによる情報提供

事業活動に関する9件のプレスリリースを発信するとともに、14件のニュースをJIPDECサイトに掲載した。これにより、協会の取組や成果をタイムリーに社会へ発信し、メディア及び関係者への情報浸透と理解促進を図るとともに、対外的な認知向上とブランド価値の強化につなげた。(附属明細書 p.f.10 参照)